

文教厚生常任委員会次第

令和元年9月24日（火）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) こども局、教育委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第28号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第2号）〔分割付託分〕
..... 藤城 こども育成室長

② 報告事項（5件）

ア 一般財団法人あかしこども財団の経営状況（平成30年度決算）及び令和元年度事業計画等の報告について

※ 資料参照 藤原 子育て支援課長

イ 幼児教育・保育の無償化及び関連施策の実施について

※ 資料参照 鈴木 利用担当課長

ウ 待機児童解消に向けたさらなる取組みについて

※ 資料参照 勝見 待機児童緊急対策室課長

エ 明石こどもセンター（児童相談所）の運営状況について

※ 資料参照 永富 明石こどもセンター副所長

オ 「2019年度（令和元年度）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果について

※ 資料参照 寺田 総務課長

③ その他

.....（理事者入れ替え）.....

(2) 福祉局関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（4件）

議案第25号 明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

議案第30号 権利の放棄のこと

※ 資料参照 菅野 福祉総務課長

議案第28号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第2号）〔分割付託分〕
..... 佐々木 福祉政策室長

議案第29号 物品取得のこと

※ 資料参照 菜虫 次長兼医療連携担当課長

イ 請願（1件）

〔新規〕

元. 9. 6 第 3 号	指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を助成対象に戻すよう国への意見書提出を求める請願	寺井 吉広 辻本 達也	明石市大久保町大窪 兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖 ほか2名
------------------	--	----------------	--

② 報告事項（6件）

ア （仮称）あかしインクルーシブ条例の検討状況について

※ 資料参照 山田 次長兼障害者施策担当課長

イ 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成30年度決算）並びに業務実績に関する評価結果の報告について

※ 資料参照 菜虫 次長兼医療連携担当課長

ウ 明石市立夜間休日応急診療所の次期指定管理者候補者の選定について

※ 資料参照 菜虫 次長兼医療連携担当課長

エ 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の次期指定管理者候補者の選定について

※ 資料参照 菜虫 次長兼医療連携担当課長

オ ひきこもり相談支援課の活動状況について

※ 資料参照 …………… 青木 ひきこもり相談支援課長

カ 生活保護事務に係る諸問題について

※ 資料参照 …………… 宮永 保護業務指導担当課長

③ その他

3 閉 会

以 上

報告第13号関連資料

一般財団法人あかしこども財団の経営状況（平成30年度決算）及び令和元年度事業計画等の報告について

地方自治法第243条の3第2項に基づき、一般財団法人「あかしこども財団」の経営状況（平成30年度決算）及び令和元年度事業計画等につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 法人の概要

名称 一般財団法人あかしこども財団
 設立日 平成30年5月1日
 役員 理事5名 監事2名 理事長 濱田純一
 基本財産 10,000,000円（うち市出捐金10,000,000円）

2 経営状況（平成30年度決算）

(1) 収支報告

（単位：千円）

項目名	実績額	内訳
事業収益	45,231	市補助金 18,758
		市委託金 26,473
事業費用	45,231	こどもの居場所づくり事業 20,771
		地域活動支援事業 5,012
		子育て応援企業連携事業 690
		あかしこども財団運営事業 18,758

(2) 事業報告

① こどもの居場所づくり事業

市内28小学校区すべてにこども食堂を展開するため、未開設校区へ重点的にアプローチを行い、平成30年7月に全ての小学校区に展開しました。

<こども食堂開設か所>

平成30年3月（財団設立前）：15小学校区 22か所

平成31年3月（財団設立後）：28小学校区 38か所

② 地域活動支援事業

児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組む団体に対し、活動費用の助成や活動の支援を行い、地域みんなで子ども・子育てを応援するまちづくりを進めることができました。

また、市内であかしこども夢文庫を運営する8団体に対しては、助成金を交付するなど、絵本を通して子どもたちが夢をはぐくみ、保護者が交流できる居場所づくりの活動を支援しました。

<助成金交付団体>

あかしこども応援助成金：48団体 3,353千円

あかしこども夢文庫助成金：8団体 1,600千円

③ 子育て応援企業連携事業

子育て応援企業の認定数拡大に取り組むとともに、子育て応援企業と連携したイベントの開催により、地域みんなで子ども・子育てを支援し、応援するメッセージを発信しました。

<認定企業数>

150 事業所（平成 31 年 3 月末現在）

④ あかしこども財団運営事業（こども支援人材育成事業）

各規程類の整備や会計システムの導入等により、適切な事務運営に取り組むとともに、ホームページの開設や広報紙の発行等により、効果的な広報活動を行いました。

また、人材育成事業としてイベントの実施等により、新たな人材発掘にも取り組みました。

3 第2期（令和元年度）事業計画

(1) こどもの居場所づくり事業

全 28 小学校区に開設されたこども食堂が、明石こどもセンター等の行政機関と連携し、気づきの地域拠点として適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行います。

また、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い支え合えるよう、みんな食堂の展開も進め、研修会の開催等によりスキルアップを図ります。

(2) 地域活動支援事業

明石市におけるこども基金助成事業を、あかしこども財団の地域活動支援事業として引き継ぎ、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ります。

また、地域で子育て支援活動に取り組む団体を掘り起こし、助成金交付等の支援を実施することにより、地域の子育て力の拡大とコミュニティ意識の醸成を図ります。

(3) 子育て応援企業連携事業

地域みんなで子育てを応援するまちづくりを進めるため、あかし子育て応援企業との連携を進めます。

また、子育てを応援する企業の取り組みを、ホームページや広報紙等で広く紹介するとともに、PR イベントの開催等により、企業による子ども・子育て支援への取り組みを促進し、子どもが健やかに育つまちづくりを進めます。

(4) あかしこども財団運営事業（こども支援人材育成事業）

こども支援に携わる人材を掘り起こし、育成を進めていくため、研修や啓発イベントの開催・人材情報の集約等を行います。

また、こども支援の現場と連携を図り、地域の支援ニーズを把握したうえで、人材の特性に応じた適切なマッチングを行います。

さらに、こども支援活動を始める市民への立ち上げ支援、その後の安定的な運営支援を行っていきます。

(5) こども研修センター運営事業【新規事業】

児童相談所など、全国の子ども虐待対応機関の職員等を対象として、その専門性の向上を図るため、高度専門的な研修を実施します。

(6) こども研修センター施設整備事業【新規事業】

全国から安定的・継続的に研修生を受け入れていくため、専用の研修施設を整備します。

4 第2期（令和元年度）事業予算

(単位：千円)

項目名	予算額	内訳
事業収益	799,474	市補助金 760,474
		市委託金 39,000
事業費用	799,474	こどもの居場所づくり事業 23,000
		地域活動支援事業 11,500
		子育て応援企業連携事業 4,500
		あかしこども財団運営事業 17,530
		こども研修センター運営事業 72,944
		こども研修センター施設整備事業 670,000

幼児教育・保育の無償化及び関連施策の実施について

令和元年10月から予定されています国の幼児教育・保育の無償化及び関連施策につきまして、本市独自の施策も含めて、下記のとおり実施します。

記

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 内容

3歳～5歳クラスの児童全員と0歳～2歳クラスで住民税非課税世帯の児童について、就学前教育・保育施設の基本保育料を無料とします。

なお、保育所待機児童など、保育の必要性の認定を受けながら、認可保育施設を利用できない場合などには認可外保育施設や幼稚園の預かり保育などの事業を所定の限度額の範囲で利用することができます。

なお、平成28年9月から実施している第2子以降の保育料無料化事業は継続実施するとともに、副食費（給食のおかず代）について本市独自に無料化して実施します。

(国の無償化施策の概要)

区 分	国の無償化施策
対象児童	就学前児童（0歳～5歳児、第1子から対象）
対象世帯	0歳～2歳児は住民税非課税世帯 3歳～5歳児は全世帯
対象施設	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、 企業主導型保育施設、認可外保育施設
基本保育以外の対象事業	預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター事業
対象保育料	基本保育料 延長保育料や教材費、文房具代、行事費、被服費、食料費、通園送迎費等の実費費用は対象外です。 また、施設や事業によっては所定の限度額があります。
3歳～5歳児の副食費 （給食のおかず代）	対象外 主食費同様、施設で実費徴収

(本市独自の無料化施策)

区 分	内 容
第2子以降の保育料無料化事業 平成28年9月から実施中	国の無償化施策実施後も継続して実施 国の無償化施策の対象とならない住民税課税世帯の0歳～2歳児について対象とする。
副食費(給食のおかず代)無料化事業 令和元年10月から実施	国の無償化施策の対象とならない3歳～5歳児の副食費について無料とする。(施設が利用者から実費徴収する代わりに施設に副食費相当額を補助)
幼稚園の預かり保育料の無料化事業 平成31年4月～令和元年9月の間、限定で実施	第2子以降の3歳～5歳児について、国の無償化施策に先駆けて実施する。

(2) 周知

これまでに、広報あかし(8月1日号)や市ホームページで周知するとともに、関係施設に対して、順次、説明を実施中です。(市内施設については説明会を実施、市外施設については個別訪問又は郵送により周知)

また、対象施設を利用している保護者には、施設を通じて周知用パンフレット(別添)を配付しています。

(3) 準備

10月からの実施に向けて、保育システムや市規則・要綱、各種様式等の変更を順次行っています。

(4) 今後の予定

手続きの必要な施設、事業、利用者に対して、所定の書類を交付し、令和元年9月中に必要な手続きを完了する予定です。

2 認可外保育施設の質の向上等について

認可外保育施設についても無償化の対象とされ、国の指導監督基準を満たさない施設についても、5年の経過措置の間は、無償化の対象となることから、以下のとおり、認可外保育施設の質の向上に取り組んでいます。

(1) 巡回支援員による保育巡回相談

公立保育所長経験者である巡回支援員2名が、7月から市内の認可保育施設や認可外保育施設を巡回訪問し、保育全般に関することなどについての相談を受け、必要に応じて助言等を行い、幼児教育・保育の安全と質の向上を図ってまいります。

(2) 認可外保育施設職員を対象とした研修の実施

8月及び9月に、認可外保育施設職員を対象に、保育、救命救急、感染症対応など、安全安心な保育のための研修を実施しています。今後も必要な研修を行うことで、認可外保育施設の質の向上を図っています。

(3) 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設（事業所内保育施設や企業主導型保育施設を除く。）に対し、国の指導監督基準を満たしていない運営面や設備面について、一定の範囲で助成を行い、認可外保育施設の質の向上を図っています。

(4) 保育あんしんダイヤルの設置

保育施設についての苦情や相談などを受け付ける「保育あんしんダイヤル」（専用ダイヤル）を10月1日から、こども育成室内に設置します。

受付時間 平日 9：00～17：00

メール、FAXは24時間受付



令和元年10月1日から

3～5歳クラスの保育所・幼稚園などの

利用料が無償化されます

認可保育所等の場合

¥不 …支払不要、手続不要

アイコン
の見方

¥代 …限度額超過分のみ支払（法定代理受領）

¥還 …一旦立替、後日返金（償還払い）

- ・認定こども園の保育所部分、
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）を含みます

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
保育料 <small>（給食のおかず代相当分）</small>	全国 これまでどおり有料 <small>ただし市民税非課税世帯は無償</small>			全国 無償化 <small>¥不</small>		
	明石市民のみ <small>¥不</small> これまでどおり 第2子以降は無償					
	全国 これまでどおり 保育料に含まれます			全国 これまで保育料に含まれて いたものが 実費負担 に <small>ただし世帯年収360万円未満相当の子 及び第3子以降は免除</small>		
	明石市民のみ <small>¥不</small> これまでどおり 保育料に含まれるので 第2子以降は無償			明石市民のみ <small>¥不</small> 無償化		

注意

3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。

※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費
- ・延長保育料
- ・主食費（給食のご飯・パン代。3～5歳クラスのみ。0～2歳クラスは保育料に含まれるため、もともと設定がありません。）

認可幼稚園等の場合

満3歳 3歳クラス 4歳クラス 5歳クラス

以下の費用が無償化

(満3歳から入園できる場合は満3歳から無償化の対象です。)

園の種類 (2019年10月現在 明石市内で当てはまる園)	保育料	入園料	副食費 給食のおかず代 相当分
公立幼稚園	全国 ￥不 無償化	全国 無償化対象外 入園料が必要な園は これまでどおり有料	全国 これまでどおり 有料
認定こども園の 幼稚園部分			明石市 民のみ ￥不 無償化
新制度移行済の私立 幼稚園(錦江幼稚園) ※お住まいの自治体から1号認定 を受けて通う幼稚園のことです			全国 月額8,700円 まで無償化 ￥還 ￥代 または
事前申込が必要 国立幼稚園 (神戸大学附属幼稚園)	全国 月額25,700円 まで無償化 ￥還 ￥代 または	全国 月額400円 まで無償化 ￥還 ￥代 または	施設に お問い合わせ ください
新制度未移行の 私立の認可幼稚園 (明石市内にはありません)			
特別支援学校幼稚部 (明石市内にはありません)			

例 保育料月額6,100円、入園料31,300円の国立幼稚園に7月から通う場合
 →入園料は在籍月数(7月から3月まで)の9で割って月額3,470円(10円未満切捨)、
 利用料月額合計は保育料6,100円+入園料3,470円=9,570円。
 9,570円のうち8,700円は無償、差額の870円は毎月保護者負担となります。

注意

事前申込が必要です

無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受けることが必要です。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・PTA会費
- ・主食費(給食のご飯・パン代)
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

満3歳

3歳クラス

4歳クラス

5歳クラス

預かり
保育料

全国 市民税非課税世帯で
 保育の必要性の認定を受けた場合のみ
 日額450円×その月の利用日数
 または月合計16,300円
 いずれか低い方の額まで
無償化 ￥還 ￥代
 または

全国 ※右上をお読みください
 保育の必要性の認定を受けた場合のみ
 日額450円×その月の利用日数
 または月合計11,300円
 いずれか低い方の額まで
無償化 ￥還 ￥代
 または

保育の必要性の認定について



児童の保護者全員が以下のいずれかに当てはまる必要があります。

保護者の状況		無料となる期間
就労	月 64 時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	妊娠後から分娩予定日の 8 週後の翌日の属する月末まで
障害・疾病	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
親族の介護、看護	月 64 時間以上、親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
修学	月 64 時間以上、大学・職業訓練校・専門学校等に通っている、または自宅学習している	修学している期間
就職活動	就職活動を継続的に行っている	90 日以内
その他	災害からの復旧を行っている 児童虐待や DV のおそれがある	必要な期間

例 1 預かり保育料が 1 時間 200 円で、ある月は 3 時間利用した日が 15 日間、2 時間利用した日が 5 日間であった場合

→利用料月額合計は $200 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 15 \text{ 日} + 200 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} = 11,000 \text{ 円}$ 。
うち限度額の $450 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$ は無償、差額の $2,000 \text{ 円}$ は保護者負担となります。

例 2 預かり保育料が月額 12,000 円で、26 日間利用した場合

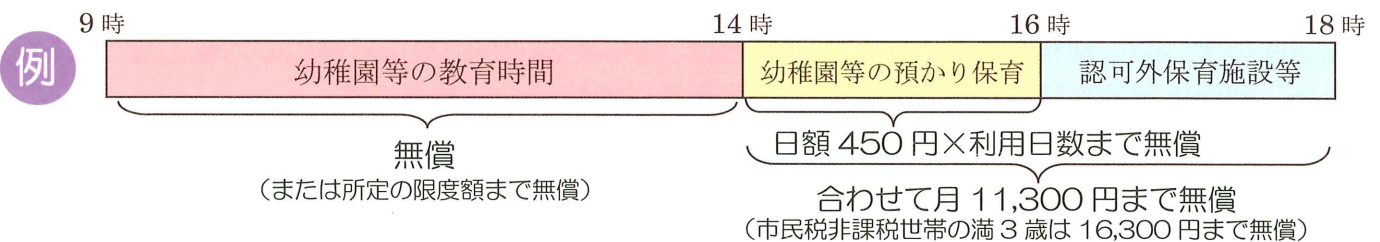
→限度額を日額で計算すると $450 \text{ 円} \times 26 \text{ 日} = 11,700 \text{ 円}$ となり、 $11,300 \text{ 円}$ を超えるので限度額は $11,300 \text{ 円}$ 。したがって $11,300 \text{ 円}$ は無償、差額の 700 円 は保護者負担となります。

全国 幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合

認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター）の利用料も無償化の対象となります。

ただし、**開所時間が預かり保育時間を含め 1 日 8 時間未満**

または **年間開所日数が 200 日未満** の幼稚園等に通っている場合に限りです。



注意

事前申込が必要です

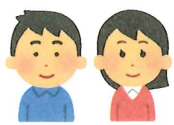
預かり保育の無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・ 預かり保育の時間中に提供される給食・おやつ代等
- ・ 預かり保育の時間中に必要となる教材にかかる費用
- ・ その他、預かり保育の時間中に必要となる実費費用

認可外保育施設等の場合

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
認可外 保育施設	全国 <small>¥還</small>			全国 <small>¥還</small>		
一時預かり	市民税非課税世帯で 保育の必要性の認定を 受けた場合のみ			保育の必要性の認定を 受けた場合のみ		
病児・ 病後児保育	月合計 42,000 円まで			月合計 37,000 円まで		
ファミリー サポート センター	無償化			無償化		



児童の保護者全員が前ページの「保育の必要性の認定について」の表のいずれかに当てはまる必要があります。
お住まいの自治体で事前に施設等利用給付認定を受けてください。

注意

3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。

※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・食材料費（給食、おやつ等にかかる費用）
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

認可保育所や認可幼稚園等を利用していない方が対象です

認可保育所や認可幼稚園等を利用している方は、認可施設の利用料が無償化の対象となっているため、認可外保育施設等を併用した場合の利用料は無償化の対象外です。

- ただし、認可幼稚園等を利用している方で、前ページの「幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合」に当てはまる方は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になりません（詳しくは前ページをご参照ください）。

明石市民のみ

- ・認可外保育施設を月64時間以上利用している第2子以降の児童で、本リーフレットのいずれにも当てはまらない場合は、月額2万円を上限とする「明石市認可外保育施設等保護者補助金」の対象となることがあります。
- ・一時預かり事業を利用している0～2歳の第2子以降の市民税課税世帯の保育施設入所保留児童（待機児童）は、月額1万円を上限とする「明石市在宅子育て世帯臨時給付金」の対象となることがあります。

<お問い合わせ> 明石市こども育成室（利用担当）

電話：078-918-5092・5093 FAX：078-918-5293

保育所・幼稚園などの利用料が無償化されたあとの 利用料の支払方法

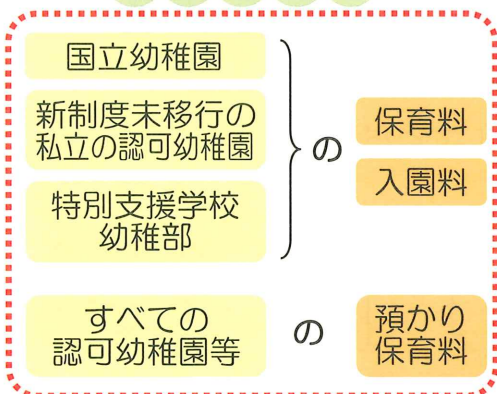
利用料が無償化された後も利用料の支払いにかかる手続きが必要な場合があります。

支払方法は **ほうていだいりじゅりょう 法定代理受領** と **しょうかんばら 償還払い** の2種類があります。

法定代理受領とは

利用料から無償化相当額を差し引いた額のみを利用施設に支払う方法です。

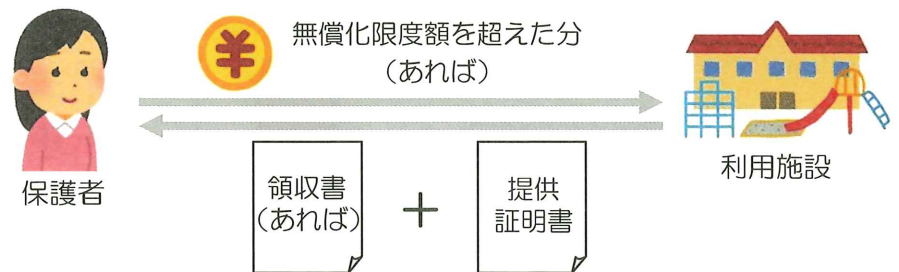
対象利用料



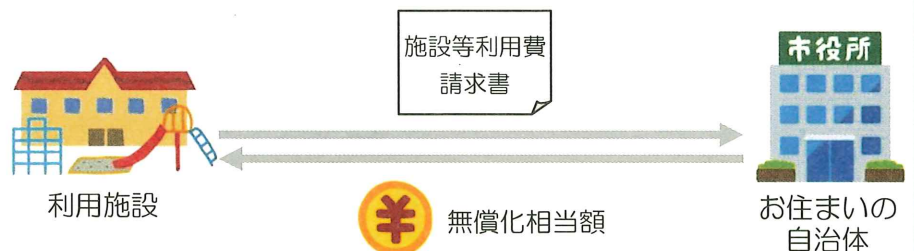
¥代 ←別紙ではこのマークで示しています。

手続きの流れ

- ① 保護者が施設に無償化限度額を超えた分の利用料を支払い、施設は保護者に領収書・提供証明書を発行します。



- ② 利用施設がお住まいの自治体に利用料のうち無償化相当額を請求し、支払いを受けます。



- ③ 利用施設から保護者に、利用施設がお住まいの自治体から無償化相当額を受け取ったことのお知らせします。



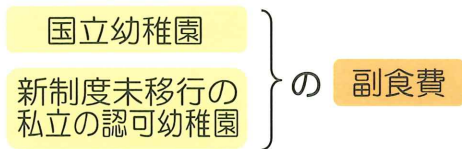
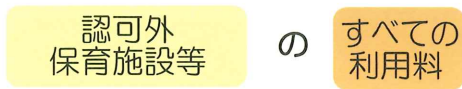
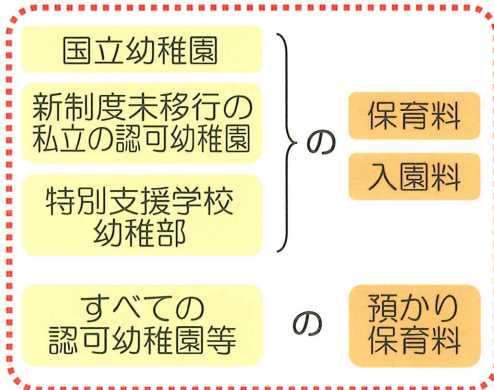
注意

で囲まれた利用料は、償還払いか法定代理受領か、どちらの方法になるかは施設によって異なります。詳しくはご利用の施設にお問い合わせください。

償還払いとは

保護者が一旦利用料を施設に全額支払い、後日お住まいの自治体から保護者に無償化相当額が返還される方法です。

対象利用料

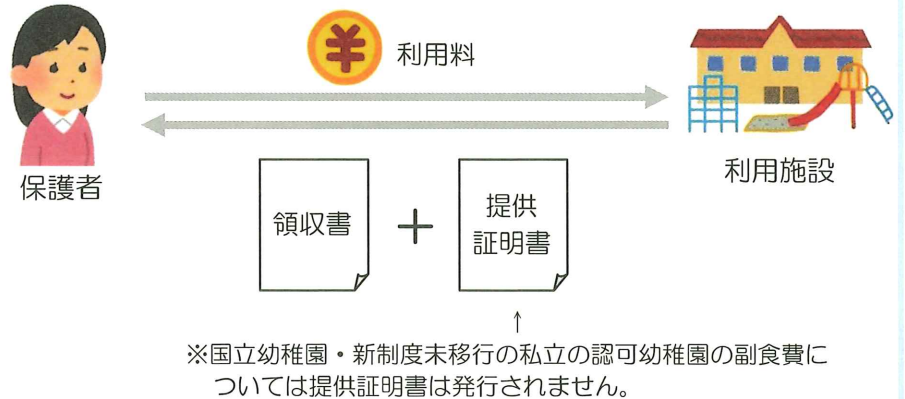


※ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降に限る

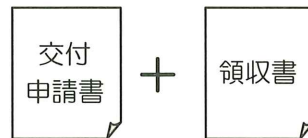
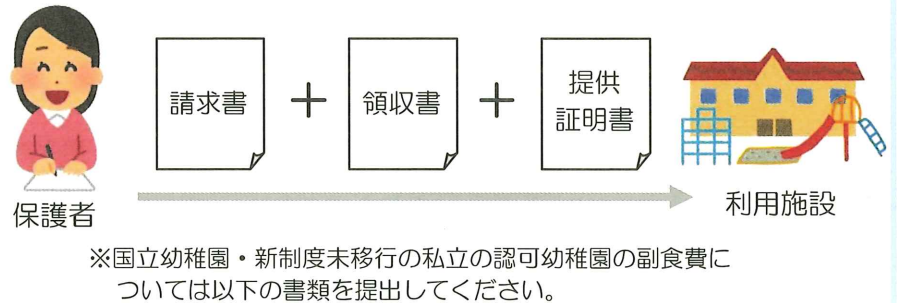
←別紙ではこのマークで示しています。

手続きの流れ

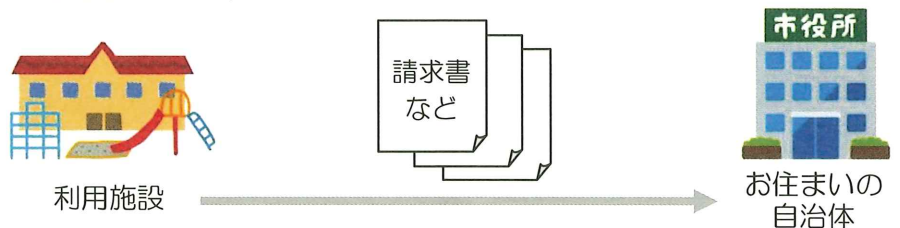
- ① 保護者が施設に利用料を支払い、施設は保護者に領収書・提供証明書を発行します。



- ② 利用施設に必要書類を提出してください。



- ③ ②でご提出いただいた書類を利用施設がお住まいの自治体に提出します。



- ④ お住まいの自治体から無償化相当額が振り込まれます。



<お問い合わせ>

明石市こども育成室
(利用担当)

電話：078-918-5092

FAX：078-918-5293

待機児童解消に向けたさらなる取組みについて

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、約3,700人の受入枠を確保してまいりましたが、就学前人口や保育所利用希望者の大幅な増加により、平成31年4月1日現在で412人の待機児童が発生しています。

このような状況の中、今年度の1,200人の受入枠の拡充計画に加え、令和2年10月までに300人の整備を行う計画を立て、今後の保育ニーズにも対応できる受入枠の拡充を図り、待機児童の解消に取り組んでいるところですが、今年度から令和2年度にかけてさらなる待機児童対策として500人上乗せし、2年間で2,000人の拡充計画を立て、以下の取組みを行います。

1 都市公園を活用した施設整備（令和2年から令和3年4月開園予定）

公有地として、待機児童の多い地域の中から施設整備が可能である以下の公園を活用した整備を行います。

場所	中崎遊園地	松が丘公園	上ヶ池公園
面積	約1,500㎡	約1,000㎡	約1,000㎡
定員	150人	130人	130人

<整備概要>

- ・事業者の募集：公募方式により事業者を選定。
- ・使用期間：公園管理者が10年単位で事業者の占有許可をし、その後更新も可能。

2 早期開園促進補助の創設（令和2年10月まで開園限定）【予算額：2～3か所 60,000千円】

一刻でも早い受入枠の拡充を実現するため、今後の施設整備において、令和2年10月までに開園する保育所について、施設整備費の上乗せ補助を行います。

国基準	法人 25% 1/4	市 8.3% 1/12	国・県 66.7% 2/3
現行上乗せ	法人 12.5% 1/8	市 20.8% 5/24	国・県 66.7% 2/3
特例上乗せ	法人 5% 1/20	市 28.3% 17/60	国・県 66.7% 2/3

期間限定で施設整備費の法人負担が、1/8 ⇒ 1/20に！

3 公立幼稚園のさらなる活用

特に待機児童が多い0歳～2歳の受入枠を拡充させるために、公立幼稚園を活用して小規模保育事業所の整備を促進するとともに、幼稚園給食を実施するなど幼稚園の機能の充実を図ります。

(1) 幼稚園給食の実施【令和2年9月から全園実施】

下記(2)(3)を行うに当たって、保護者の負担軽減を図り、より連携先として選ばれやすくするための強化策の一つとして、民間を活用した外部搬入方式による幼稚園給食を実施します。

(2) 公立幼稚園内小規模保育事業所の設置【令和2年9月頃】

公立幼稚園で余裕教室が一定数存在する園を活用し、民間事業者が運営する小規模保育事業所を3か所設置します。設置した施設の連携先として当該幼稚園を位置付けます。

(3) 公立幼稚園を連携施設とした小規模保育事業所の設置【令和2年4月】

公立幼稚園を連携先に位置付けた小規模保育事業所（5か所）を整備する事業者を募集します。

(4) 預かり保育事業の時間の延長【令和2年4月】

現在全ての市立幼稚園で実施している預かり保育の保育時間について、ニーズのある園について8時から18時までに延長します。

(5) 3歳児保育の拡充【令和2年4月】

幼児教育・保育の無償化により、就労世帯及び在宅世帯の3歳児の利用希望者が増加することが見込まれることから、余裕教室があり申込希望者が多い園の3歳児枠を拡充します。

【幼稚園活用スケジュール】

年	月	内容			
		幼稚園内小規模	幼稚園連携小規模	3歳児保育拡充	幼稚園機能強化
令和元年	9	関係機関説明	事業者公募・選定		預かり保育時間延長準備
	10	事業者公募	補助申請		幼稚園給食準備
	11	事業者選定		園児募集	
	12	移行準備	入札⇒工事着工		
令和2年	1				
	3	外構工事	竣工、認可		
	4	設計	事業開始	事業開始	事業開始
	5	入札			
	6	工事着工			
	7				
	8	竣工、認可			
9	事業開始		事業開始	全園事業開始	

4 予算措置

1及び2については令和2年度予算で、3については令和元年度又は令和2年度予算で議案として提出予定。

明石こどもセンター（児童相談所）の運営状況について

今年4月に市の児童相談所である明石こどもセンターを開設してから約半年近くが経過しました。開設に伴い、虐待を受けた子どもの保護、保護者のもとで暮らせない子どもにかかる里親家庭や施設での養育の決定、知的障害をもつ子どもの診断・療育手帳の交付など、新たな業務を市が担うこととなりました。

つきましては、これまでの明石こどもセンターの相談対応等をはじめとした運営の状況について報告いたします。

1 相談受付・対応の状況

明石こどもセンターにおける4月から7月までの相談種別・相談経路別の相談受付件数（暫定値）は以下のとおりです。

(1) 相談種別

	児童虐待	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
2019年 4月～7月末	195件	47件	3件	317件	8件	84件	7件	661件
(参考) 2018年度※	382件	140件	0件	7件	6件	60件	0件	595件

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
2019年 4月～7月末	55件	44件	1件	95件	195件
(参考) 2018年度※	87件	86件	6件	203件	382件

※2018年度は市子育て支援課(家庭児童相談室)での受付件数

(2) 児童虐待相談経路別件数・割合（2019年4月～7月）

	警察等	近隣知人	学校等	児童福祉施設	家族	福祉事務所	親戚	保健所	児童本人	医療機関	その他	合計
件数	69件	43件	35件	9件	9件	7件	3件	3件	1件	1件	15件	195件
割合	35.4%	22.1%	17.9%	4.6%	4.6%	3.6%	1.5%	1.5%	0.5%	0.5%	7.7%	

2 療育手帳の交付

明石こどもセンター開設に伴い、市内の18歳未満の子どもに関しては市（明石こどもセンター）が療育手帳を交付できることとなり、診断・判定から交付までの事務を一貫して実施しています。

【交付状況】

	新規	更新	合計
2019年（4月～7月末）	53	46	99

3 里親家庭の状況等

本市では、明石こどもセンター開設前から「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、里親家庭を増やすための啓発等に取り組んできましたが、センター開設に伴い、里親の認定・登録、里親への子どもの養育の委託等の事務が県から移譲され、里親推進の取組を市が一貫して行う体制となりました。

市内の里親家庭数は着実に増加しており、今後とも全ての小学校区における里親登録を目標に、2～3日程度の短期間子どもを預かる「ショートステイ里親」を増やしていくなど、里親推進の取組を強化していきます。

なお、本市における今後10年間の里親養育等、社会的養育の総合的な推進計画である「明石市社会的養育推進計画」を今年度中に策定することとしています。今後、策定の進捗状況等につきまして委員会に適宜報告してまいります。

【里親登録数の推移（4月1日時点）】

	2017年	2018年	2019年
里親家庭数	23家庭	24家庭	34家庭※
里親家庭のある小学校区数	13校区	14校区	17校区

※ 今年度は、9月までに新たに3家庭が里親登録に至っている。

（里親がいる校区は1か所増）

4 今後の運営について ～こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を展開～

明石こどもセンターは中核市が設置する児童相談所として、市がこれまで担ってきた身近な子育て支援から、子どもの一時保護など児童相談所の法的権限に基づく専門的支援までを一体的に実施していることが特徴です。この特徴を活かし、漏れなく・迅速で・最適な支援に努めていきます。

また、子どもの意見に耳を傾けて子ども本位の支援を心がけるとともに、支援の過程ではできる限り普段どおりの生活を継続してもらうよう取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

- 子ども虐待の緊急対応に特化した「緊急支援課」が子どもの安全確保のため迅速に対応していきます。
- 基礎自治体の児童相談所として、学校園、保育所、民生児童委員、こども食堂など、地域としっかり連携して支援をしていきます。
- 里親関係業務に特化した「さとおや課」がきめ細かい里親家庭への支援を行い、家庭と同様の環境での子どもの養育を推進していきます。
- 学校との連携を進め、家庭から離れて保護した場合も、その間の通学を実現するなど、子どもに寄り添った支援をしていきます。

「2019年度（令和元年度）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」 の結果について

1 趣旨

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成30年度に実施した取組について、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」（以下、「点検及び評価」という。）を実施しました。

この点検及び評価は、本市における効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

2 点検及び評価の基本的な考え方

本市の教育行政推進の基本となる「第2期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下、「教育プラン」という。）に基づく平成30年度の具体的な取組をまとめた「アクションプラン（実行計画）」に掲げた取組について点検及び評価を行いました。

なお、この点検及び評価をもって、「教育プラン」の進行管理を行っています。

3 点検及び評価の方法

「教育プラン」で設定している3つの成果目標の進捗状況を確認したうえで、「教育プラン」で定める9つの基本的な方策ごとに、取組内容、取組に対する所管課評価、指標及び数値目標の進捗状況などを参考にしながら、教育委員自らが各所管課に対するヒアリングを実施し、各方策の目的を達成するための留意点や改善点などをとりまとめました。

なお、点検及び評価にあたっては、「平成30年度アクションプランに基づく点検・評価シート」を使用しました。

9つの基本的な方策（第2期あかし教育プラン）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 確かな学力の育成 | 2. 豊かな心の育成 |
| 3. 健やかな体の育成 | 4. 安全・安心の学習環境 |
| 5. 一人ひとりに応じた教育 | 6. 教職員の資質・指導力の向上 |
| 7. 子ども・家庭への支援 | 8. 地域・家庭・学校の連携 |
| 9. 社会情勢の変化への対応 | |

4 点検及び評価の活用、公表

教育委員による評価結果については、令和2年度の予算編成にできる限り繋げるとともに、令和2年度「アクションプラン（実行計画）」作成にあたっての具体的な取組や数値目標に反映させていきます。

また、点検及び評価の報告書については、教育委員会ウェブサイトにて公表します。

議案第25号、30号関連資料

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正への対応について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正を受け、明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正等により対応をしようとするものです。

条例の改正内容は、同法に規定される特例措置を適用し、阪神淡路大震災当時に貸付を行った、未償還の災害援護資金にかかる債務者（借受人）に対する償還免除等に関する規定や、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制機関の設置に関する規定を設けるほか、所要の整備を図るものです。

あわせて、同法に規定される特例措置を適用し、阪神淡路大震災当時に貸付を行った、未償還の災害援護資金にかかる保証人に対して有する権利（保証債権）を放棄することを提案いたします。

1. 法改正の主な内容（公布：2019年（令和元年）6月7日 施行：2019年（令和元年）8月1日）

- (1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神淡路大震災）において、災害援護資金の貸付けを受け現在も償還している者にあつては、一定の所得・資産要件を満たす場合、償還残額の免除ができる。
- (2) 平成31年4月1日以前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受け現在も償還している者にあつては、4月以降は保証人の要否を市町村に委ねていることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年を経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする。
- (3) 災害援護資金の貸付けを受けた者が償還金を支払うことが困難である場合は、支払い猶予が可能であることを明確化。
- (4) 災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に当該災害援護資金の償還を免除することができる。
- (5) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審議会等を設置するよう努める。

2. 議案趣旨

(1) 第25号

①14条関係

災害援護資金の貸付条件に関し、前項（1）～（4）記載事項等の償還金の支払猶予・免除等を定める規定に対応するための所要整備。

②15条関係

今後、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の迅速かつ適切な支給に備えるため、前項（5）の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置する規定を新たに設けるもの。

(2) 第30号

阪神淡路大震災当時は、給付型支援である被災者生活再建支援制度がなく、義援金の配分額も十分でなかったことから、被災後の生活資金は同貸付金に頼る部分が大きかった。発災から24年以上が経過してもなお未償還である案件では、債務者の高齢化が進んでおり、償還金が生計の負担となっていることが考えられる。

同貸付金の債務者である高齢世帯等の負担緩和を図るとともに、平成31年4月1日以後に生じた災害にかかる同貸付金については、本年6月議会において明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正により保証人を不要とすることが承認されたことを踏まえ、貸付条件の平準化を図るため、改正弔慰金法に定める特例措置を適用し、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、保証債権を放棄することを提案するもの。

3. 保証債権放棄後の免除額見込み

保証債権を放棄する要件／債務者（借受人）が死亡・重度障害・破産・生活保護受給・特例措置に定める低所得等（①総所得－公租公課<150万円、②居住する土地建物が著しく高額でない、③償還に充てる実物資産なし、④預貯金20万円以下）

本市では、約60件/80,000千円程度（未償還100件/127,798,114円のうち）、が免除対象になると見込まれる。

《参考1：阪神淡路大震災における災害弔慰金の支給状況》

① 受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡したものの死亡当時における兄弟姉妹（死亡時に同居又は生計を同じくしていた者に限る）
② 支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円/5件 イ その他の者が死亡した場合 250万円/13件 計 18件/5,750万円
③ 費用負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

※災害障害見舞金は支給実績なし。

《参考2：阪神淡路大震災における災害援護資金の貸付及び償還状況》

① 貸付対象	上記災害により、1か月以上の負傷又は住居・家財に被害を受けた者で、所得要件に該当する世帯の世帯主
② 貸付限度額	150万円～350万円（被害の種類・程度による）
③ 償還方法	償還期間10年、据置期間5年（特例）、利率年3%
④ 貸付原資	国（2/3）、県（1/3）
⑤ 貸付実績	1,524件/3,384,000,000円
⑥ 償還状況	1,424件/3,256,201,886円（2019年7月末現在/元金ベース） 償還率96.22%

議案第29号関連資料

物品(歯科医療備品)取得について

1 事業概要

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所を(仮称)あかしユニバーサル歯科診療所として移転のうえ新たに開設するのに伴い、既存の備品を活用する一方、診療機能の拡充等にあたり、不足する歯科医療備品を購入するものです。

2 物品概要

種別	内容	物品名・数量	
物品の購入	歯科医療備品 1式	歯科用X線撮影装置	1式
		歯科用デンタルX線撮影装置	1式
		診療用サクション	1式
		歯科用コンプレッサー	1式
		口腔外用サクション天井設置型	1式
		医療用空気浄化装置	1式
		汎用歯科用照明器	1式
		可搬式歯科用ユニット	1台
		アナログ式口外汎用歯科X線診断装置	1台
		車椅子(ヘッドレスト含む)	1台
		エルビウム・ヤグレーザー	1台
		システムキャビネット	4台
		歯科用小型包装用高圧蒸気滅菌器	1式
		歯科用器具除染用洗浄器	1式
		歯科用技工用トリマー	1式
		給水器具	1式

3 納入期限

令和2年3月31日

4 入札結果(令和元年8月9日開札)

- (1) 落札者 神戸市西区小山3丁目13番5号
 有限会社大河歯科材料店 明石店
 明石店支店長 衣笠治
- (2) 落札価格 42,294,800円(税抜)
- (3) 予定価格 46,207,900円(税抜)
- (4) 落札率 91.53%
- (5) 入札参加者数 1者

物品写真

<p>歯科用X線撮影装置</p>	<p>歯科用デンタルX線撮影装置</p>
	
<p>診療用サクション</p>	<p>歯科用コンプレッサー</p>
	
<p>口腔外用サクション天井設置型</p>	<p>医療用空気浄化装置</p>
	

汎用歯科用照明器



可搬式歯科用ユニット



アナログ式口外汎用歯科X線診断装置



車椅子 (ヘッドレスト含む)



エルビウム・ヤグレーザー



システムキャビネット



歯科用小型包装用高压蒸气灭菌器



歯科用器具除染用洗净器



歯科用技工用トリマー



給水器具



(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について

見出しの条例の制定に向けた検討については、これまで5回の条例検討会を開催し、また当事者参画の観点から、多くの障害当事者等に意見を聴きながら進めてきました。この間、条例の理念と全体像については、一定の整理ができたところです。

一方で、検討過程において浮き彫りになった様々な個別課題を解消する取組につながる効果をもたらす条例にしていくためには、さらなる調整や検討を要することが明らかになってきました。

条例検討会においても、「単なる理念条例ではなく、具体性と実効性を伴う条例にするべき」との意見を多数いただいております。市としても、もう少し時間をかけて具体的な施策に結びつく、実効性のある条例を制定することが望ましいと考えています。

そこで、検討期間を延長し、各分野における市の取組方針等を含む総合的な条例の制定に向けて、さらに検討を続けることにつき報告します。

1. 条例検討期間の延長

条例検討の期間を1年間延長します。なお、その間インクルーシブ社会の実現に向けて必要な取組の検討・実施や「インクルーシブ」という言葉の意味やイメージを幅広く周知する取組を行います。

2. さらに議論を深める点

- (1) 障害者の就労支援と障害者雇用の促進
- (2) 未就学児童を含むインクルーシブ教育の促進
- (3) 災害時の要配慮者支援と地域コミュニティにおける防災の取組
- (4) 関係機関の連携強化による総合相談・支援体制のさらなる充実
- (5) 誰もが外出しやすい面的バリアフリーの促進

3. 今後の取組予定

2019年

2020年

・第6回検討会(1月)

・第7回検討会(7月)

・9月議会にて条例素案について報告予定

・パブリックコメントの実施(10月)

・12月議会にて条例議案を提案予定

2021年

・条例施行予定(4月1日)



- ・具体的取組の検討・実施
- ・庁内外への周知・啓発の取組

《参考》これまでの条例検討の取組

(1) 条例検討会の設置及び開催

市民と行政が一体となって検討を進めるため、障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々に参加いただく検討会を設置しました。これまで5回の検討会を開催しています。

(2) 障害当事者等の実質的な参加

当事者団体・支援者団体へのヒアリングを実施することにより、検討会以外でも広く意見を聴取する機会を確保するなど、障害当事者等の参加が形式的なものにならないよう努めています。

報告第14号及び第15号関連資料

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成30年度決算）

並びに業務実績に関する評価結果の報告について

1 目的

市が出資した法人である地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度の経営状況を議会に報告しようとするものです。

また、平成30事業年度及び第2期中期目標期間（H28.4.1～H31.3.31）に係る業務実績について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を踏まえて評価した結果を、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告しようとするものです。

2 概要

(1) 経営状況（平成30年度決算）

① 総括

平成30年度は、新入院患者数は増加したものの平均在院日数の短縮化が大きな要因となって病床稼働率が低迷し、収益は前年度より減収となりました。

また、年度途中の医師の減員や、休床病棟の再開を見込んで職員を先行採用したことによる人件費の増加があったものの、経常収支は166百万円の黒字を維持し、資金残高は1,587百万円で前年度末を57百万円上回りました。

② 収支決算

（単位：百万円）

項目		H29 決算額	H30 決算額	差引
収益	医業収益	7,426	7,236	△190
	運営費負担金収益	1,065	1,049	△16
	計（上記以外を含む）	8,707	8,445	△262
費用	給与費	4,325	4,546	221
	材料費	1,992	1,795	△197
	経費	1,072	1,133	61
	計（上記以外を含む）	8,255	8,279	24
当期純利益		452	166	△286
資金残高		1,530	1,587	57

③ 主な数値目標と実績

項 目		H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	前年度との差 目標値との差
医師	常勤医師数	59 人	60 人	55 人	▲4 人 ▲5 人
救急	救急車による搬入患者数	3,356 人	3,200 人	3,307 人	▲49 人 +107 人
	救急車お断り率	20.0%	20.0%以下	19.5%	▲0.5 ポイント ▲0.5 ポイント
地域連携	紹介率	75.6%	75.0%	76.9%	+1.3 ポイント +1.9 ポイント
	逆紹介率	85.9%	85.0%	85.6%	▲0.3 ポイント +0.6 ポイント
入院	一日平均入院患者数	258.1 人	265.0 人	235.9 人	▲22.2 人 ▲29.1 人
	新入院患者数	7,199 人	7,200 人	7,229 人	+30 人 +29 人
	入院診療単価（一般病棟）	57,560 円	57,146 円	60,818 円	+3,258 円 +3,672 円
	病床稼働率※1	85.7%	83.9%	75.9%	▲9.8 ポイント ▲8.0 ポイント
	地域包括ケア病棟稼働率	83.1%	72.4%	78.5%	▲4.6 ポイント +6.1 ポイント
	クリニカルパス適用率	28.9%	35.0%	35.0%	+6.1 ポイント ±0 ポイント
外来	一日平均外来患者数	585.1 人	535.7 人	558.6 人	▲26.5 人 +22.9 人
	外来診療単価	15,607 円	14,795 円	17,076 円	1,469 円 +2,281 円
財務諸表	材料費対医業収益比率	26.8%	25.0%	24.8%	+2.0 ポイント +0.2 ポイント
	経費対医業収益比率	17.9%	18.3%	19.4%	▲1.5 ポイント ▲1.1 ポイント
	人件費対医業収益比率	58.2%	60%未満	62.8%	▲4.6 ポイント ▲2.8 ポイント
	経常収支比率	105.5%	101.9%	102.1%	▲3.4 ポイント +0.2 ポイント
	医業収支比率	92.7%	89.8%	90.4%	▲2.3 ポイント +0.6 ポイント
	医業収益	7,426 百万円	7,204 百万円	7,236 百万円	▲190 百万円 +32 百万円
	入院収益	5,086 百万円	5,120 百万円	4,785 百万円	▲301 百万円 ▲335 百万円
	外来収益	2,228 百万円	1,933 百万円	2,328 百万円	+100 百万円 +395 百万円
現金及び預金	1,530 百万円	1,284 百万円	1,587 百万円	+57 百万円 +303 百万円	

※1 病床稼働率・・・1日平均入院患者数／稼働病床数×100

< 稼働病床数は、11月30日以前は301床、12月1日以降は休床病床の再稼働に伴い30床増床の331床で算出している。その影響で、見かけ上稼働率は下がっている。>

(2) 業務実績に関する評価結果（平成 30 事業年度及び第 2 期中期目標期間）

① 評価方法

市は、「地方独立行政法人明石市立市民病院の業務の実績に関する評価実施要領」により、法人の平成 30 事業年度及び第 2 期中期目標期間に係る業務実績について評価を実施しました。

評価にあたっては、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例に基づき、評価委員会に意見を求めました。

<評価委員会 委員名簿>

役 職	氏 名	職 名
委員長	明石 純	関西学院大学経営戦略研究科 教授
副委員長	日下 孝明	明石市医師会 顧問
委 員	横野 浩一	北播磨総合医療センター 病院長
	工藤 美子	兵庫県立大学看護学部 教授
	武田 英彦	公認会計士

② 「平成 30 事業年度」に係る業務実績の評価結果

評価結果

「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」

<判断理由>

法人は、国が示す地域医療構想に則り、従来の急性期医療を中心としつつ「在宅から入院そして在宅へ」をキーワードに、回復期機能にも重点を置いた診療体制へと整備を進めてきました。

平成 30 年度は、休床病棟を再稼働し平成 31 年 2 月に回復期リハビリテーション病棟として運用を開始し、急性期から回復期までの総合的な医療を提供する体制を構築しました。これに先立ち、平成 30 年 5 月には訪問看護ステーションを開設しており、入院医療から在宅医療への連携も含め市民病院の医療機能を明確に示されたことは高く評価されるとともに、他の公立病院の参考となるものです。

そのほか、医療と経営の質の向上に資する TQM 活動の一環として ISO9001 の認証を取得したことは、今後の継続的な取組による、さらなる質の向上が期待されます。

こうした取組の結果として、財務状況は 4 年連続で黒字決算を維持し、期末の現金・預金残高は前年度末を上回っており、平成 30 事業年度の業務実績の評価は「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」としました。

③ 「第 2 期中期目標期間」に係る業務実績の評価結果

評価結果

「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」

<判断理由>

法人は、第 1 期中期目標期間（H23. 10. 1～H28. 3. 31）において、急性期以降を担う地域包括ケア病棟の運用を開始していましたが、第 2 期に入り、平成 30 年 5 月に訪問看護ステーションを開設し、平成 31 年 2 月に回復期リハビリテーション病棟の運用を開始しました。まさに、地域密着型の総合病院として、地域医療構想に則って回復期機能にも重点を置いた診療体制を整備し、他の公立病院にはない医療機能の明確化を実現しました。

救急医療に関しては、第 2 期の 3 年間で医師数の変動があるなか内科系と外科系 1 名ずつの日当直体制を確立させ、救急車搬送患者について、受入数の増加とお断り率の低下はともに当初の目標を達成しました。また、懸案であった常勤の耳鼻咽喉科医や麻酔医を確保するなど、高度な総合的医療を着実に推進しました。

一方で、公立病院における地方独立行政法人化のポイントの一つが事務部門であり、構造改革の推進に取り組みました。第 2 期では、職員構成においてほぼプロパー化が進んだほか、法人独自の人事評価制度、人事給与制度がスタートしました。

契約・購買制度では、ローコストオペレーションの実施やベンチマークの有効活用、粘り強い交渉など、組織としての交渉力を高めながら積極的な取組を行い、経費と材料費の削減において一定の成果を上げてきました。しかしながら、第 2 期の最終年度は前年度までの実績をさらに上回る改善には至らなかったことから、今後、より効果的な対策の実施が望まれます。

こうした取組の結果として、経常収支は第 1 期最終年度からの継続で 4 年連続の黒字を計上し、資金の期末残高が増加傾向にあることは評価されます。一方で、将来の設備投資に向けたさらなる財源確保は必須であり、一層の努力を期待するところです。

以上の第 2 期 3 年間の業務の実施内容並びに進捗状況にかかる評価委員会の意見を踏まえ、第 2 期の評価を「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」としました。

明石市立夜間休日応急診療所の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

明石市立夜間休日応急診療所について、令和2年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、市民生活における安心の確保と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設

明石市立夜間休日応急診療所

(2) 選定方法

非公募とします。

現指定管理者である一般社団法人明石市医師会は、市内の80%を超える医療機関から医師が加入している団体で、当該応急診療所に関して、当番診療にかかる安定的な医師の確保と医療の提供が可能な唯一の団体であることから、公募によらず引き続き選定することとします。

(3) 指定期間

5年間とします。

(4) 利用料金制度

比較的軽症の急病患者的の応急的な診療を目的に設置している施設であり、指定管理者の自律的な経営努力は困難であることから、利用料金制は採用しません。

(5) その他

様々な課題（常勤医が定着しない、感染症流行時の待ち時間など）が生じてきているなかで、指定管理者とも連携し、利用者本位の医療サービスのさらなる向上を図る必要があります。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和元年10月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示 指定管理者の書類審査
令和元年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和元年12月	指定議案の提出（令和元年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和2年1月～3月	基本協定・年度協定（令和2年度）の締結
令和2年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の 次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所について、令和2年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、市民生活における安心の確保と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

※2020年（令和2年）4月～（仮称）あかしユニバーサル歯科診療所

(2) 選定方法

非公募とします。

現指定管理者である一般社団法人明石市歯科医師会は、市内の80%を超える歯科医療機関の歯科医師が加入している団体です。

当該歯科診療所に関して、これまでも指定管理者として安定運営に尽力されてきましたが、新たに常勤医（2名）の配置による診療日時の拡充、有病高齢者など対象患者の拡大、訪問歯科の実施などを計画されています。

また、ユニバーサル歯科診療所の開設に向けた障害当事者団体との意見交換のなかで、引き続き歯科医師会による運営を望む声をいただいているほか、移転後の歯科診療所との業務提携を予定している明石市立市民病院も、歯科医師会とは良好な関係性を築いており、今後も円滑に連携していきたいとされています。

このように、歯科医師会は当該歯科診療所の運営を通じて本市の歯科口腔衛生の推進の一翼を担う団体であり、今後さらなる市民サービスの向上が期待できることから、公募によらず引き続き選定することとします。

(3) 指定期間

5年間とします。

(4) 利用料金制度

比較的軽症の急病患者の応急的な診療及び予約制による障害者等の診療を目的に設置している施設であり、指定管理者の自律的な経営努力は困難であることから、利用料金制は採用しません。

(5) その他

当該歯科診療所は、令和2年4月に明石市立市民病院の敷地内へ移転するにあたり、診療日時の拡大等市民サービスの拡充を図ります。

2 選定スケジュール

時 期	内 容
令和元年10月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示 指定管理者の書類審査
令和元年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和元年12月	指定議案の提出（令和元年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和2年1月～3月	基本協定・年度協定（令和2年度）の締結
令和2年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始

ひきこもり相談支援課の活動状況について

明石市では、ひきこもり当事者及び家族の抱える様々な要因や実情に応じた丁寧な支援をすることで、誰ひとりとして取り残さない、すべての人にやさしいまちづくりの実現に向け取り組みを進めているところです。

7月1日にひきこもりに総合的に対応する「ひきこもり相談支援課」を新設し、専門職による相談を開始しましたので、その活動状況を報告いたします。

1. ひきこもり専門相談の実施状況について(令和元年7月1日から8月30日まで)

(1) 相談件数(延べ件数)

電話相談 (専門ダイヤル等)	メール相談 (Webサイト等)	面接相談	訪問相談	合計
188	10	40	10	248

(2) 相談者の状況

① 年齢・性別(実人数)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70～	不明	合計
男性	4	9	7	19	6	2	2	26	75
女性	3	3	2	5	1	0	0	7	21
不明	1	0	0	0	0	0	0	8	9
合計	8	12	9	24	7	2	2	41	105

② ひきこもり期間(実人数)

1年未満	1～4年	5～9年	10～19年	20年以上	不明	合計
18	12	5	13	6	51	105

③ 相談者(実人数)

当事者	父	母	兄弟 姉妹	配偶者	他親族	一般 市民	その 他	不明	合計
40	10	29	4	2	1	5	4	10	105

④ 相談内容

- ・将来の不安（就職する自信が持てない。今後の健康面が心配。等）
- ・居場所の模索（自分にできること、自分に合った場所が見つからない等）
- ・家族関係（コミュニケーションがうまく取れない等）

(3) 対応状況

- ・ 原則として面接（訪問を含む）を実施し、ひきこもりとなった背景や本人の思いなど詳しい状況を聞く中で、今後の支援について検討します。
- ・ 面接では、生活リズムを整えたり、段階的に人との関係を広げていくなど社会参加に向けた準備について提案しています。
- ・ 庁内外の関係機関と連携し、本人の希望や能力にあわせた就労支援や、地域での居場所の情報提供などを行っています。

2. 今年度の取り組み

(1) 明石市におけるひきこもりの実態把握と課題整理

ひきこもり専門相談ダイヤル等によりひきこもり相談支援課へ寄せられた相談を元に、ひきこもったきっかけとなるできごとや、ひきこもり本人及びその家族が置かれている状態、現在直面している課題等を分析します。その結果をもとに、次年度以降に取り組むべき政策課題を検討します。

(2) 市民啓発

ひきこもりの当事者、家族を中心とする家族会と連携を図り、市民向けセミナー（全6回）を実施し、「ひきこもり」についての市民の理解を深めます。

(3) ひきこもり支援関係機関とのネットワークの構築

1人ひとりニーズも状況も異なるひきこもり相談へ適切に対応するために、市内外のひきこもり支援に関係する機関と積極的に連携し、ひきこもり相談支援ネットワークの整備に努めます。

生活保護事務に係る諸問題について

I 生活保護費の紛失について

生活福祉課において、生活保護受給者に直接手渡す現金支給用等として同課内の金庫に保管していた保護費のうち、11件約200万円が紛失した事案について、発覚時から現時点までの状況を報告します。

1. 発覚までの経緯

令和元年8月21日(水)に、ケースワーカーの一人が近くに予定する受給者への支給のため、先だってお金を出し金庫に保管していた11万5450円がなくなっていることに気づき、上司に報告。

上司が他にも保管金の紛失がないかを他のケースワーカーに確認したところ、翌日22日(木)午前中までに、11件、総額2,037,115円が紛失していることが確認された。

2. 金庫の管理状況(発覚当時)

金庫はロックナンバー方式で、ナンバーは特定の職員のみが管理を行っているが、ナンバーを管理する職員が始業時に開錠し、終業時に鍵をかけるという運用を行っていた。

ケースワーカーが、現金支給分等を金庫へ保管、金庫から引き出す場合は、必ず近くの職員(管理職または庶務係)に声をかけてからの開閉を励行していた。

3. 事案に対する対応

(1) 受給者への対応

紛失により受給者の生活に支障がないように、個別に連絡を取り、市から自宅等へお届けする。

(2) 警察への協力

盗難事案の可能性が高いことから、警察による捜査への協力を行っている。

(3) 再発防止等について

- ・再発防止に向け、当面は、現金保管を極力避けるとともに、金庫の開閉を行う金庫管理者1名を決め、ケースワーカーが自由に開閉できないよう管理体制を改めた。
- ・夜間、休日に金庫に保護費等が残らないよう、金庫で保管する現金は、毎日終業前に市金庫へ預けることとした。
- ・再発防止に向けた最善策について、ケースワーカーはじめ本課職員からの意見を聞いているところ。
- ・現金支給の体制について、根本的な見直しについて検討を行っていく。

II 生活保護ケース記録の虚偽記載について

1 概要

生活保護受給者の方から、公文書公開請求により取得したご本人のケース記録を確認され、過去の訪問日等に事実と反する記載があるとお申し出を受け、市で調査を行ったところ、担当ケースワーカーが当該受給者のケース記録の一部を虚偽記載していたことが判明しました。

虚偽記載の判明までの経過と、そのことに関連した当該受給者からの申立てに対するそれぞれの所管課の対応等につきまして、次のとおり報告します。

なお、本件の虚偽記載による生活保護費受給額の過誤はありませんでした。

2 虚偽記載の内容

ケース記録では、平成29年4月、平成30年2月に家庭訪問し、「留守。連絡票を投函」との記録があったが、実際には訪問していなかったもの。

また、平成29年8月に家庭訪問し、面談した旨の記録があったが、実際には訪問していなかったもの。

3 申立てと市の対応内容

① 平成30年5月

- ・当該受給者より、生活福祉課ケースワーカーの担当ケースについて訪問状況等を記録するケース記録（本人分）の公文書公開請求が行われ、開示された。
- ・開示されたケース記録を見て、訪問事実が違うことを主張。生活福祉課において、同年末にかけて担当ケースワーカー2名に複数回事実確認を行ったが、同ケースワーカーから虚偽記載を認めることはなかった。

② 平成30年6月

- ・当該受給者より、明石市行政オンブズマンに対して、ケース記録の虚偽記載等について苦情申立てのしるべをとられた。

③ 平成30年8月

- ・明石市行政オンブズマンが、当該受給者に対して、苦情調査結果通知書を送付（ケース記録の虚偽記載については、当該受給者と生活福祉課の主張が異なっているため、記録に関する事実の確定には相当な時間を要し、簡易迅速な処理というオンブズマン制度の目的に合致しないため、調査しないこととした）。

④ 平成31年1月～令和元年6月

- ・当該受給者より、総務局に事実解明について相談。総務局で調査を実施。
- ・総務局による関係職員への聞き取りの結果、平成29年度に担当であったケースワーカー（平成30年3月末退職）が事実のない訪問を記録していたことを認める。それ以前に担当していた別のケースワーカーの記録については、記載の真偽を確定することはできなかった。
- ・総務局より上記調査結果を当該受給者に報告。

⑤ 令和元年7月

- ・生活福祉課長等から直接謝罪をするとともに、退職したケースワーカーも直接お会いして謝罪したい旨を伝えたところ、「今回の件はこれで終わりにしたい」との了承を得る。

⑥ 令和元年 8 月

- ・当該受給者が市民相談室に来庁。本年 7 月末から市のホームページで掲載されているオンブズマンの調査結果概要について、申し立てていた、担当者が 5 年間、自宅を訪問しなかった旨の記載等がないことから、修正を求める申立て書が提出された。

⑦ 令和元年 8 月～ 9 月

- ・オンブズマン会議を開催。当該受給者からの申し出について対応を協議。
- ・オンブズマンとしては、調査の際に担当職員からの説明に不十分な点があり、後に業務の不備が判明したことから、本事例についてのみ理由を付してホームページ掲載を中止することが望ましいとの判断がなされた。
- ・オンブズマンの指示にしたがって、市ホームページから本事案に関する調査結果を削除した（9 月 10 日）。

4 今後の対応

- ・訪問記録に虚偽記載がないか、全ケースワーカーに周知徹底を図っているほか、ケースワーカーの訪問行動を係ごとで一元管理するなど、再発防止に努めています。
- ・事実関係を確認したうえで、関係職員の処分を行うとともに、生活福祉行政に係る業務管理体制の見直しに向けた検討を行います。